平成２３年（フ）第８４７号
千葉県柏市柏７丁目５番21号
債務者　宮村　俊弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５３号
仙台市青葉区八幡６丁目８番１―503号
債務者　高橋　節雄
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３９号
仙台市青葉区春日町５番10―302号
債務者　山村　敏喜
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９４０号
仙台市青葉区春日町５番10―302号
債務者　山村　真理
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２２号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番12―211号
債務者　高橋　律子（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５６号
仙台市太白区長嶺20番26号　コーポ緑萌園201
債務者　加藤　　章
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５７号
仙台市太白区長嶺20番26号　コーポ緑萌園201
債務者　加藤　春子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５８号
仙台市泉区上谷刈２丁目３番24号　メゾンアルベ―ル202
債務者　新田　英昭
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
岐阜県関市倉知1645番地３
債務者　山田　博紀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７４号
岐阜県関市平成通１丁目３番28―706号
債務者　岸　　秀幸
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１７号
岐阜市打越784番地74
債務者　鷲見　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７７０号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目１番地５　ライオンズステーションプラザ三郷301号
債務者　近藤　　多
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８７号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番１―203号、従前の住所神戸市北区花山東町２番12―103号
債務者　笠原　澄子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９６号
神戸市東灘区魚崎南町１丁目２番２―303号
債務者　大峰　秀一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１４号
神戸市垂水区西舞子８丁目８番23号　シャトーハイツ108号、従前の住所神戸市西区王塚台３丁目94番地の２
債務者　平山日出一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２１号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番31―305号
木畑ユミ子方、住民票上の住所岡山市北区奥田２丁目７番８号山陽コーポ17号室
債務者　平江　重紀
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２５号
神戸市東灘区住吉台８番４―505号
債務者　星倫会北山晴頂こと　北山　林作
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部